

第百三十四回 参議院災害対策特別委員会会議録第三号

平成七年十二月一日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月三十日

辞任

横尾 和伸君

補欠選任

武田 節子君

出席者は左のとおり。

委員長

須藤良太郎君

理事

松浦 孝治君

松谷 蒼一郎君

北澤 俊美君

村沢 牧君

委員

岩井 國臣君

金本 邦茂君

鎌田 要人君

清水 達雄君

竹山 裕君

依田 智治君

市川 一朗君

田浦 直君

武田 節子君

戸田 邦司君

長谷川 道郎君

赤桐 操君

渡辺 四郎君

山下 芳生君

本岡 昭次君

内閣総理大臣

国務大臣

(国土庁長官)

村山 富市君

池端 清一君

政府委員

内閣参事官

兼内閣総理大臣

官房会計課長

内閣官房内閣情

報調査室長

阪神・淡路復興

対策本部事務局

次長

防衛庁長官官房

長

国土庁防災局長

厚生省保険局長

事務局側

常任委員会専門

員

八島 秀雄君

吉井 一弥君

大森 義夫君

角地 徳久君

江間 清二君

村瀬 興一君

岡光 序治君

本日

の会議に付した案件

○災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから災害対策

特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、横尾和伸君が委員を辞任され、その補欠

として武田節子君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 災害対策基本法及び大

規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。

総理、連日御苦勞さまでございます。

前回のこの委員会は、実は三週間前の十一月十

ろでとまっていますまいして、私も今どこへ筆を入

れているかということでもちよつと弱つておるとこ

ろでございます。

いずれにしましても、私は、この災害対策基本

法等の改正というものは急を要する問題でござい

まして、この災害対策特別委員会の我々が総理を

阪神大震災等でいろいろ対応が遅いとか追及して

おりましたが、我々自身が果たして追及する資格

はあるのか。もし、この三週間の間に東京大地

震でも起こつて、政府が全然阪神大震災のあれが

生きてなかつたということになったら大変なこと

じゃないかと、実はそんな反省もしておるわけで

ございます。

今後、こういう委員会のあり方としても、私ど

もとして、やはりこういう国民の命にかかわるよ

うな、教訓を踏まえてというような法律が政府か

ら提案されたら、もう超党派で即刻成立させるぐ

らいの気構えが必要じゃないか。こんな反省を込

めて、どこに責任があるとは申しませんが、責任

を感じる人は胸に手を当てて考えていただいて、

私も大変そういう感じを持っておりますので、ま

ずその点を指摘しておきたいと思ひます。

そこで、私に与えられた時間はただの二十二分

でございますが、まず、私もいろいろ役所の方で

危機管理を担当する、しかも全国的に地震なんか

も責任持つて指導するような立場におつた関係

上、阪神のあの地区でこの一月十七日に大地震が

起こつたときは、あつと、本当に虚をつかれた

というか、あのときもうちよつと自分の責任とし

ても何か注意喚起する方法があつたかなというよ

うな点を実は感じたわけでございます。

あれからいろいろ防災問題懇談会の提言等も総

理は受けたし、さらに官邸としても、内閣情報調

査室の初期の情報体制初め、各省庁が一刻も早く

集まつて手を打とうと、それで今回の改正という

ようなものも出てきたわけですね。それらの経験を

踏まえまして、率直に、国の行政の最高責任者、

かつ、言ふなれば危機管理の最高責任者である総

理が今回の経験を踏まえてどのようにお感じにな

り、またどのような点を学び、今後どういう決意

でこの問題に対処していくか、まず最初に総

理の御決意とかそういう点をお伺いしたいと思ひ

ます。よろしくお願ひしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 連日皆さん御苦勞さま

です。

今御指摘がございました阪神・淡路大震災とい

うのは、戦後初めて大都市に予想を超える大きな

災害をもたらしたという大規模災害でございまし

た。

私は、率直に申し上げまして、やはり危機管理

の体制に欠けるところがあつたということではも

率直に認めざるを得ないと思ふんです。それで、

情報を正確に収集する、そういう問題や、あるい

はまたその収集した情報を伝達する仕組みや、あ

るいはまた緊急即応体制や、あるいは周辺の

地方公共団体等に対する広域的な協力体制といつ

たような問題についても幾つかのやっばり学ばな

きゃならぬ点があつたと、私はそういうふうにな

直に申し上げなければならぬというふうに思ひま

す。

こうした教訓を踏まえまして、何が欠けてお

つたのか、何がこれから必要なのかというような

ことを率直に検討していただくという意味で防災問

題懇談会というふうなものを設置いたしました

し、同時に内閣においても、二月二十一日の閣議

決定によりまして、今お話しございましたように、

官邸への情報連絡体制の整備を行うために、内閣

の情報調査室を窓口にして、そして何かあつたと

きは直ちに関係省庁が官邸に集まつて、そして

正確な情報をつかみ、情報の伝達が直ちにできる、

第二十部

災害対策特別委員会会議録第三号

平成七年十二月一日【参議院】

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

こういう危機管理の今の仕組みや制度の中で可能として考えられる範囲のものはきちっとやっぱり政府として対応していくことが大事だというふう

に思いますから、そういうことも閣議決定をいた

しましてやることにいたしております。

先ほど申し上げましたように、防災問題懇談会からは、情報収集・伝達体制の整備や、あるいは緊急即応体制、避難者の生活支援、災害対策要員の確保、訓練、防災基盤・施設整備等、さまざまな観点から問題点が指摘をされておりますから、そうした問題点を踏まえた上で今御審議をいた

しております法改正も行って、そして万全を期

していこうと、こういう構えでございます。

冒頭にもお話がございましたように、国民の身体、生命、財産を守るといふのは国の重要な課題でもありますし、責任でもございますから、そういう点に遺漏のないように全力を挙げて取り組んで、少しでも安心して暮らせるような体制とい

ものをしっかりとつくりたいということが何より

も与えられた大きな教訓だといふふうに踏まえ

て、これからの全力を挙げて取り組んでいきたい

といふふうに考えているところでございます。

○依田智治君 どうもありがとうございます。

大抵災害等が発生した直後というのは、だれもがびりびりしております。いろいろ対策を講じたり訓練したりしている。しかし、大抵担当する人というのは、役人はもう次々とかわっていきま

して、おおもねもう二年くらいたつたら全員か

わつていふ。このとき身をもって厳しさを感じ

た人はほとんどいないといふような状況でござ

います。

そしてしかも、訓練していても、おいでなさい

というときになかなか来てくれないというのが実

は災害でございまして、私も内閣で安保管をやっ

ていたときに、安保管というのがつくられて、例

えばハイジャック等に対してはということ、連

日いろいろ電話番号を整理したり、訓練も関係の

方と連携しながらやったり。ところが、十二年ぶ

りに発生したときは土曜日の午後で、ちょうどみ

んな、まあきょうは何もないだろうと、私なんか

も電車で家に帰っている途中に発生する。肝心の

総理秘書官は、家をちよどこかえた直後で、電話

番号は前の電話番号で、どこへ行っても連絡がと

れない。こういう連絡をとろうとしていたやさき

に起こった。

今度、総理の担当秘書官も、親戚さんが亡くな

られて郷里に帰っておるといふようなときに千年

ぶりに阪神で地震が起こる、こういうような状況

でございまして、備えあれば憂いなしと言いま

すが、備えても備えたとおりに来ないというのが

私は災害じゃないかと思うわけです。

前のときにも指摘がありました、例えばアメリカ

の連邦危機管理庁のFEMA。これだつて、いろ

いろハリケーンが起こったときとかサンフランシ

スコで地震が起こったときには、何だ、あんな役

所があるから災害だといふぐらいで、こんな怠情

な組織はないと言われているところが、クリント

ンがちょうど自分のアーカンソー州で災害局長を

長年やって手腕のあるというジェームズ・ウィッ

ト長官を任命した。そして、クリントンさんとは

本当にもう友人で、電話でばつぱつと連絡できる

仲だったから第一報もばつぱつと連絡して割合

飛び回るのが好きな人で、連邦内にある十の支部

等にも適宜顔を出してやっていると、発生

したときに、あ、あの長官かといふことでびん

くるといふのが実は実態だったわけですね。

だから、組織をつくっても、結局それを動かす

のは人であり、そして私は、次に総理に質問しよ

うとしましたが、こんな、今の日本の組織がいい

度、そこに内閣情報調査室長がおられますが、第

一報が内閣情報調査室が当直をとっているところ

へ行く。これは大変いいことだ。改善。

私は、安保管長のときに十何名かの職員を指揮

して、本当に休みにもポケットベルを持ったり、

飲み屋に行つて地下に行つたときは上から電話す

る、その他いろいろ苦労して、しかしそういう気

を使つたときには起こらないといふような状態も

あるわけです。

そういうようなことで、内閣の情報体制一つ

とつてみましても、じゃ災害の対応は改善できた、

しかし内閣全体として果たして、私の持論はやは

り内閣全体として何か体制をとって、二十四時間

総理を補佐できるような体制はできないんだらう

か。それには増員といふか、むしろ総理府、内閣

一体となつたそういう体制で、あらゆる事象、こ

れは災害だけでなく安保管の担当している国家

緊急事態初め外務事案、いろいろあるわけですが、

総理に報告すべき緊急事態は、いわゆる昼夜を問

わず起くる。こういうのに対する体制をとるべき

じゃないかとか、その他、実は国土庁が管理し、

いろいろやっていますが、やっぱり中央防災会議

の事務局が官邸と離れた国土庁にある。そして、

国土庁は府県を指導する手足といふのは必ずし

も合理的でない。やはり現地対策本部を強化して

つくる、その場合に、本当に平素密接に指導して

いて中央指令がそのまま、ウィット長官じゃない

けれども、ばつと行くような体制といふのができ

ているかどうか。

その他いろいろ考えますと、これは非常に私は

考えなさいかね。しかし、それを直ちに今変え

たつて、そんなできたてのものが果たして十分機

能できるか。すると、現在の状態といふものを十

分知つた上でその欠点をカバーするにはどうした

方がいいのかといふことを十分考えて対応策を講じ

等を中心に情報体制を強化して、立法体制を強化

して、各省集まつて対応する。官邸や総理府は大

丈夫だろうか、まずそういう点が心配になるわけ

です。耐震構造、これも危ないですとは言えない

と思うのでこれも質問しませんが、やはり予想外

の状況が起こつたときにも十分耐え得るような形

でとりあえず情報体制その他についての配慮をし

ているのかどうか。この点をちよつとお伺いした

い。これはどなたでも結構ですが。

○国務大臣(村山富市君) 内部事情を大変詳しい

依田議員の御質問でなんですけれども、私はやっ

ぱりこういう大災害については各省それぞれ関連

があるわけですから、したがって内閣が一体とし

て取り組むことが大事だといふふうに思いますか

ら、したがって今回の法律の改正で緊急災害対策

本部の部長は総理大臣がなる、そして部員は全

閣僚がなる、そして内閣が総理大臣を長として一

体となつて取り組めるだけの体制をきちつとつく

るといふことが大前提ですね。

そして官邸には、先ほどお話もございましたよ

うに内閣情報調査室を窓口にして、そして関係省

庁の担当が全部緊急の場合には集まる。そこで

十分正確な情報を集約し合つて、そして統一され

た伝達ができるようにしていくといふことも大事

なことだといふふうに思うんです。

内閣情報調査室には、二十四時間体制で今つ

くつておりますし、同時に専門的に担当できる職

員も新たに配置して、そしてそういう機能が十分

果たせるようなものにしていくといふことが大事

ではないかといふふうに思うんです。

それから、国土庁の防災局が一応担当の窓口にな

つていますから、そことの連携は十分とれるよ

うにして、そして全体として内閣が責任持つて対

応できるような仕組みといふものをしっかりと考

えていくといふことを今度の改正案の中では十分盛

り込んであるといふふうに考えておりますので、

これで一〇〇%完全かといへばそれはなかなか一

〇〇%という自信はありませんけれども、しかし

現行の制度と仕組みの中で考えられるものについ

ては、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

これは、

ては、自衛隊の例えは権限の問題等も含めて、この教訓に学んでやれる範囲のことはこの際ひとつやろうではないかという立場から御提案をしておるといふことについては御理解を賜りたいと思います。

○依田智治君 今回の法改正でも、例えば緊急災害対策本部、全大臣を網羅するというようなことになっていきますね。全大臣を集めるにはそれだけ時間がかかっちゃうわけですね。したがって、例えば官邸等にもし方が一異常があつたような場合、立川防災拠点に全大臣を集めてやらにやならぬとなれば、大変なやつぱり時間もかかるという問題もあるわけですが、立川防災拠点を中心に国土庁の方でそういう参集訓練、全大臣の自宅から迅速にやつてどのぐらいで集まるのかとか、そのあたりのところは検討したことがございますか。

○政府委員(村瀬興一君) 今、先生もおっしゃいましたように、もしこの官邸あるいは霞が関周辺の機能が失われた場合には立川で代替しようというところで、立川の基地につきましても整備しておきますし、また今年度の第二次補正予算におきましてさらに整備をしたいといふふうに考えているところでございます。

ただ、今、先生がおっしゃいましたような訓練でございませうけれども、立川基地に關係の皆さん方に集まっていたかどうかという訓練を実はまだやっておりますんで、官邸とも御相談しながらそういった面についても今後検討してまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○依田智治君 ぜひひとつそういう詰めの訓練をやつていただこうをお願いしたいと思ひます。時間が無いので、総理にこの点も質問しようと思ひましたが、私の方から問題を提起して終わりたいと思ひます。

それは、大東京がいつ、この「大地震の時代」といふ岩波新書の本を持ってきましたが、これ提言がありますように、いつ起こるかかわかぬとなれば、首都機能移転も含めて、その中で地方分権とかその他そういうものも含めつつ、国の最もふ

さわしい危機管理体制のあり方、その前には新官邸の建設というような問題があるわけです。だから、私は今言ったできるだけ理想の状態に近づけるようにぜひ、今からでも遅くないので、新官邸の建設、首都機能移転、地方分権等を含めた危機管理体制という問題について、総理のリーダーシップのもとに検討をしていただくとともに、私は総理の秘書官をしていただくんですが、総理には四人の優秀なる秘書グループがいるわけです。その後ろにも小林秘書官がおられるわけです。ただ、担当が一人ということではなく、四人の方々が本当に一人となつて総理をバックアップする。これは私は我が内閣における非常な強みじゃないかと思うわけです。

それと、全体として集めてというより、総理の権限をもっと強化すべしという意見もいろいろありますが、私の経験では、やつぱり総理が全部を集めて内閣閣議を開く前に、担当の大臣と緊急に連絡をとつて事前の手を打つ。最終決定はいろいろするが、事前にできることはやるといふ関係閣僚会議というのか、こういうものをもっと活用する場合によつたらこれを内閣法上位置づけるというようなことも大変重要じゃないか。この点をひとつ指摘しておきたいと思ひます。

最後に、時間がもうほとんどなくなつてきましたので、自衛隊の問題をちよつと。
自衛隊につきましても、百日間以上にわたつて延べ二百二十万人、大変な人員や装備等も活用して阪神・淡路大震災で活躍したわけです。今回の実はこの間決定になった大綱でも、「防衛力の役割」という中で、「大規模災害等各種の事態への対応」という中で、大災害等自然災害に対する対策をしっかりとやつて、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施して民生の安定に寄与する、こういうことを言つておられるわけです。

自衛隊のそういう災害等に対する活用、それから現在いろいろ国際的にも、この改正法の中にもありますが、国際的な受け入れの問題とか、自衛隊が今度災害救援という形で外国に行くという問

題も含めまして、私は自衛隊の持てる力というものを、自衛隊の、防衛が主体ではあつても、その持てる組織力をいかに平時に国民の安定、国際的にも活用していくかということが大変私は重要なことである。しかし、そのためには、法的には一応、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」ということになつておられるわけですが、「必要に応じ、」ですから余り平素、権限を与えられても訓練していないというような問題はあるわけですが、そういう点についての訓練を徹底して国民の自衛隊として大いに力を発揮するということが大変重要じゃないかというように私自身は考えておるわけでございます。

こういう自衛隊の大災害等に対する活用という問題につきましても、今度の大綱等における新たな規定というものを踏まえまして、総理自身、自衛隊の最高責任者としてこの問題に關しましてどのような御見解とかお考えをお持ちか、最後にお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話もございましたように、自衛隊法の第三條には、自衛隊は我が国の防衛だけではなくて、必要に応じて災害救援対策をしっかりとやるということも任務に入れているわけですね。

これは自衛隊のみではなくて、先ほど来お話がございませうように、侵略をどう防衛していくとか、あるいは災害に対してどう国民の生命、財産を守つていくとかというようにこれは国のやつぱり大きな役割、責任でもありますから、したがつてそういう立場から、私はこの自衛隊が災害対策に果たす役割というものは大変大きいものがある、これは国民の皆さんも十分お認めになっておるといふふうに思ふんですね。今回の阪神・淡路大震災におきましても自衛隊の果たした役割は大変大きいという、やつぱり期待が寄せられておるといふことはもう皆さん御案内のところでありま

定いたしました防衛計画大綱の中にも新たに「大規模災害等各種の事態への対応」ということを盛り込んで、そして自衛隊がそうした災害の場合にどのような機能と役割を果たしていただけるかということをしつかり踏まえて、十分その機能を果たして国民の期待にこたえられるようなそういう作業ができるように、これから大いに推進していかなければならぬといふふうに思ふんです。

ただ、私は常々思ふんですけれども、今、防災の日なんか災害訓練をやつていますね。その災害訓練なんかをするときに自衛隊の人にも参加してもらつて、あるいは民間の関係団体も入つていただく、そして全体としてその地域の災害対策に万全を期していくといふような体制が常々から必要ではないかといふようなことについても今後十分考えていく必要があるのではないかと今後十分思つております。

○依田智治君 どうもありがとうございます。終わります。

○市川一朗君 平成会の市川でございます。総理、大変お忙しいところ御苦勞さまでございます。

私も、この新しい時代に対応いたしまして、ぜひとも災害対策基本法を含めて、この阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた国としての危機管理体制整備を早急に図る必要があるといふふうに考えておりました。私も、私も災害対策基本法の改正案にも取り組ましまして、政府案といろいろ比較しながら、衆議院の段階でも相当の御議論がなされ、修正もされました。

それをもとにいたしまして先般、当委員会におきましても国土庁長官を中心といたしましてかなり真剣な審議のやりとりをしたところでございまして、あと一歩というところでストップしてしまひましてきょうまで延びてしまひました。依田委員もお触れになりましたけれども、やはりこういう大事な法案がもう一歩で通るといふときの国会運営のあり方といふことが議会運営のあり方につきましましては、私もこの責任と言つてもいいかもしれませんけれども、特にやはり政府を支える立場

としてはよく考えていただきたいなど痛感しております次第でございます。

総理、今もやりとりがございまして、あの一月十七日の時点で総理として大変御苦労なされたと思っております。私もこの法案審議も通じまして、またあの一月十七日の状況をいろいろ反省してみますと、かなり幾つかの問題点があった。それが今回の法改正の中である程度改善はされたと思っております。極めて不十分で、果たしてこれでうまくいくのかというふうには実は思っておる者の一人でございますので、若干そういった点も含めまして二、三総理の御見解、特に総理はそれの当事者として、最高責任者としておられたという意味におきましては大変貴重な存在でございまして、将来の、後世の皆さんに参考になるような意味を含めましてお聞きしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あのときはいろいろございましたけれども、先ほどの御答弁にもございましたように、緊急災害対策本部というの設置をなさらずに、緊急対策本部という総理を長とする全閣僚ベースのものとして通常の非常災害対策本部という形で行われたわけでございますが、私もが見ますときに、大きく二つ問題があったんじゃないかなと思う次第でございます。

一つは、やはりああいふ災害のときは緊急災害対策本部という災害対策基本法に基づく本部を設置して、その本部長に総理がお座りになりますと法律に基づくいろいろな権限もございまして、それを執行する。それで、事務局のメンバーもそれに基づいていろいろ行動するわけでございますから、特に関係各省庁分かれております問題を統一してやっていく場合には、やはりあの法律に基づく本部を設置すべきだったんじゃないかなと思うわけでございますが、この点につきましては、法律上いろいろ問題があつてその問題をクリアできなかった。

したがって、今回の法改正においてはそれがク

リアできるように設置要件の緩和ということを取り組んでおられるわけでございますけれども、やはりそこは一つの大きな問題でございまして、今回の設置要件の緩和で果たしてその点が本当にうまくいくのかどうかといった点では、例えば異常な災害でなきゃいけないとかそういう要件はそのまま入っておりますから、異常であるかどうかというふうなところでなかなかまた官邸で御議論があつたりするおそれもございまして、そういった面も含めまして、一つの緊急災害対策本部の設置ということがやっぱりあのときはあつた方がよかったんではないかなという反省に立ちますと、今後あのような災害が来ました場合にはそういった体制ができるようにしっかりとつくっておく必要があると、こういうふうにはまず一つ思うわけでございます。

それから問題の第二点は、緊急対策本部が設置されたのは一月十九日でございまして、一月十七日から二日後でございました。余り例には私はないと思うのですが、ちょうど一年前、アメリカのノースリッジで地震がありましたときもちょうど一月の十七日でございまして、時間がちよつと向こうは早く四時半でございましたが、大体あの地震は相当規模が小さいですから阪神・淡路大震災との比較には到底ならないと思ひますけれども、しかし大統領も含めまして緊急に対応して、一月十七日、一日の間に現地本部の設置も含めて全部で上がったわけですね。やっぱりそういった意味で二日間ものずれというのは大変大きな問題であつたのではないかな、そういうふう

に思うわけでございます。その辺も今回の改正でいきますと、やはり死者五千名に及ぶ大災害だということで今国民の皆さん認識しておるわけでございますが、死者五千名であるということを確認できるのには、総理も御経験なさいましたように、非常に時間がかかるわけでございますね。アメリカの場合はもう少し速ったシステムを導入しておるわけでございますが、そういった点も含めまして、事件が発生した

その日のうちに総理を長とする緊急災害対策本部が設置されて、そこで国民の前で総理の姿勢も出され、そして体制も動き出すという、そういうふうになることが非常に大事だと思うのでござい

ます。そういう観点で今回の法改正につきまして私もいろいろ御提案を申し上げたのでございますが、いろいろの折衝の結果、修正案の段階で今所を得ておりました、それで私も平成会といたしまして、なお反対を続けるというつもりではございせんが、ひとつ総理、貴重な経験をされた最高責任者という立場も含めまして、るる申し上げましたけれども、その辺につきましてもの総理の基本的な考えと、やはりこうし方がいいんじゃないかといった御提案も含めましてお聞きできればと思う次第でございます。

○国務大臣(村山富市君) 依田議員は内部のことと詳しく御存じです。市川議員はその方の専門家ですから、大変貴重な御指摘がございました。私は、先ほども答弁申し上げましたように、十七日の阪神・淡路大震災というのは朝六時のNHKのテレビで最初に見たわけですね。そして、あそこは大変大きな地震だ、こう思ひましたから、京都が何かあのときには震度六とか七とかいふ情報が出ましたね、そこで京都の知人に電話したんですが、あれ京都にせめて兵庫にすればもっと変わったかもしれないけれどもね。京都にしましたら、揺れは大きかった、しかし被害はありまじやう、こう言うものですか、ああそうかよかったな、こういう話でおつたんですけれども、だんだんだんだん情報が入ってくるに従つてこれは大きな災害になるというふうなことで、非常災害対策本部というのはいくつ設置をして、そして取り組んでもらつたわけですね。

ただ、緊急災害対策本部というのは、今お話しございましたように、発動するまでの条件が少し厳しいものですから、例えば布告をするとか、あるいは物価統制をやるとかいうようなことがあるものですから、今の現状を考えた場合にそういう

必要はないんじゃないかと。だから、もつと簡単にと云つてはなんですけれども、素早く設置ができるようなそういう条件の緩和をひとつ考える必要があるというところが一つ。

もう一つは、緊急災害対策本部の場合は本部長はなるほど総理大臣です。だけれども、部員は全部関係の局長ですから、したがって、これではやっぱり内閣が全体として取り組む体制にならないというんで、今回の場合も緊急対策本部を設置して、そして部員は全部閣僚ということにして、そして専任大臣も指名をして、そして取り組んでいったと、こういう経過があるわけですね。そういう経験に照らしてみただけに、私は、今お話しございましたように、できるだけ設置条件を緩和して、そして内閣の最高レベルで全体として取り組めるようなそういう体制というものをつくりつくることの方がやっぱり責任ある体制になるんじゃないかというふうに思ひましたので、今度改正案を御審議いただいているところなんです。

これは、私はやっぱり危機管理の問題等についてはいろんな欠陥があつたと思ひましたのは、今御指摘もございましたように、緊急対策本部を設置したのは十九日なんです。そして、現地対策本部を設置したのは二十一日なんです。したがって、そういう点から考えてまいりますと、もう少し早く緊急対策本部を設置する必要があつたろうし現地対策本部もつくる必要があつたというふう

に思ひますけれども、これは一つの経験ですから、そういう過ちを繰り返さないようにやっぱりきちとやる必要があるというふうに考えております。そのためには、今度の災害なんかでも、これは私がちよつと本会議で誤解を招いた点がありますけれども、現地でそういう作業に当たる皆さん方がみずから被害者なんですね。ですから、あだん想定できないような事態というものが発生して、情報もなかなかつかめないし、職員も集まらないしというふうなことがいろいろあつたと思ひますね。

そういう場合にどういうふうに対応していくのかというようにも考えていかなければなりませんから、したがって、もう少し航空機や画像でもって、衛星を使って、仮に電線が壊れたり通信が破壊されたりしてもそういうものを使って正確な情報がかかるような仕組みというものを考えていく必要があるのではないかとすることが一つ。それから、何といいますが、地震被害の早期評価システムといったようなものも開発をやつて、そして地震があつた場合に直ちにどういう状況になるということがあらかじめ想定できるような、そういうやつぱり準備というものもしつかりやつていく必要があるというふうにも考えておりますから、そういう活用方についても今取り組みをしていくところであります。

いろいろ変わる点もまだあるかもしれませんが、けれども、今考えられる範囲では、防災懇談会でも相当な角度からいろいろな立場からの議論をしてもらいましたし、そこらいたいたいたの答申についても十分尊重して今度の改正案の中には盛り込んであるつもりでありますから、十分にちゃんと御審議をいただいて、いいものをやつぱりきちんとつくつていただくということが必要ではないかというふうにも考えております。

○市川一朗君 アメリカでは災害が起きますと、大体被害はこれくらいじゃないかということを想定いたしましたして最大被害、そういった最大被害想定をやつて取り組む、そういう限りは迅速な対応はなかなか難しいんじゃないかと、私もそういうふうにも思っている次第でございますので、前回の審議の際にも国土庁の方でいろいろ議論しました。今、取り組んでおるようでございますが、余りまたこれも慎重にやるんじゃないかと、もうアメリカの場合はかなり大胆です。それで、私の経験では、そのとき発表した被害よりも現実の被害がかなり小さくとも、大きな被害を想定して動いたというところで、国民の支持が得られますから、国土庁長官も横におられますが、ぜひそういう気持ちで、要は災害が発生したときの国の取り

組みが迅速であるということが大事なものだと思ひますので、どうぞよろしく願ひしたいと思ひ次第でございます。

それから、被災者の救済とか、そういったような問題につきましているいろいろな問題があるのでございますが、小里大臣が本を書かれまして、総理も御存じかもしれませんが、その中で「財政支出の決断」という項目がございます、「大災害時に限っては、応急対策のため財政支出を要すること」も多くなるが、個々に財政当局と担当省庁（往々にして複数官庁にまたがるケースが多い）とが調整するのでは迅速性を欠く」と、こういう反省をしておられるわけでございます。

先ほど議論になりましたアメリカのFEMAはいわゆる基金を持つておるわけでございます。英語で何と言ふかよくとわからないうですけれども、政府の方でつくつた資料では大統領災害救助基金というのを言われておるようでございます。私の得ている情報では大体十五億ドルぐらいの基金を常時持つておつて、それで災害が発生した場合に、とりあえず必要なものについてはそれを使う。したがって、財政当局と各省庁との折衝とかそういったようなことは、まあそれは省けるというところでございまして、日本の場合、全くそういう仕組みが、予備費とかいろいろありますから、ないわけじゃないかもしれませんが、かなりそれがアメリカではFEMAが歓迎されている一つの要素でもあるというふうにも聞いております。

今回の法案審議に際してもいろいろ議論がございましたし、また総理の方でおつくりになりました防災問題懇談会でも災害相互支援基金というような話も出ておりますが、主として地方公共団体の出捐による基金を想定しておられるようでございます。私も、私はこの際、政府の支出も含めまして、そういう大災害時に備えました基金というものを、それほど大きな金額でなくていいと思ひます。いわゆる非常災害対策本部が設置されましたら、非常災害対策本部長の権限でそれを支出できる、そういったものがやはりどうしても

必要なんじゃないかなと思ひ次第でございます。この大きな災害を直接御経験された最高責任者としての村山総理でございますから、この際、また各省の議論、政府部内の議論に任せておきますとなかなか実現しませんので、ひとつ、おれはつくろんだというくらいのお気持ちで御決意をお伺ひしたいと思ひ次第でございます。

○国務大臣（村山實市君） これは貴重な御意見だと私は率直に思ひます。ただ、災害の規模やらその災害を受けた現地の状況等から判断をして、どうした場合にどういう形でその基金が使えるのかという場合にもいろいろ考える必要があると思ひますし、余り機械的、形式的になつてもかえつて弾力性を欠いたり、緊急に対応できなかったりするやうな面もあると思ひますから、なかなか難しい点があるんじゃないかと思ひます。

私は雲仙の災害の場合、あるいは今度の阪神・淡路の災害の場合等から考えてみて、起こつてくるいろいろな事象やら住民の被害者の要求に対して柔軟にこなせるやうなものという立場から、それぞれ基金がつかうられましたね。そしてその基金が使われたわけですから、それは基金が多うとか少ないとかいうことはあると思ひます。あると思ひますけれども、やつぱりそういう経験に照らしてみても、その必要に応じて自由に判断をして支出ができるやうな、そういう人間の知恵でつくられた基金制度ではないかというふうには私はそのときに思つたんですけれども、法律や制度に基づいて出される金と、そうでなくて、そんなもの縛られずに自由に柔軟に対応できるやうなそういう基金というものがあつて使えればそれはそれなりやつぱり役割を果たしているというふうにも思ひます。

そういう基金がつかうられているけれども、これを全国的に国なら国レベルでもって基金を設置するとか、そうなりますとその財源はどういうふうにして調達するかとか、いろいろな技術的に難しい問題があつてなかなか簡単にはいかないんじゃないかと思ひますけれども、やつぱりこれは備えあ

れば憂いなしで、そういうお考えがあるのは当然だというふうにも思ひますから、今後またこれは検討しなきゃならぬ課題だというふうには思つておりますけれども、そういう技術的にまた運用面で大変難しい問題があるということについても十分御理解を賜つておきたいと思ひます。

○市川一朗君 終わります。

○渡辺四郎君 渡辺です。時間が十分間しかありませんから、私がちよつと述べて、最後に総理の方から、特に約一年近い期間がたつておりますから、この期間の感想についてひとつ述べていただきますと思ひます。

先ほどもお話がありましたが、私自身も、党内問題であります。今度の改正案は別に予算を伴うものでもないし、参議院先議をやつたらどうかということを実は会の役員にも申し上げましたが、国対、国会全体の問題として参議院の方で先に審議されて、六項目の修正追加までして持つてまいりましたので、何か非常におくれて国民の皆さんには申しわけないというふうには実は思つておるのが私の実感であるわけです。

考えてみれば、私はあの悪魔の一月十七日というふうには実は言ひたいわけですが、本日に今日まで日本のすぐれた技術者あるいは研究者を初め国民全体の想像を絶する阪神・淡路の大震災であつた。今日では、やはり被災が原因でその後亡くなられた方を入れますと六千名以上の方が命を失つておる。負傷者も四万二千人がおられる。あるいは家屋の倒壊が十萬棟以上だと。そして、特に被災者自身も三十二万、あるいは線路網も新幹線あるいはJR西日本、阪神電鉄等全体で六百三十八キロというものが通行不能になるというやうな、本当に大都市における直下型地震の恐ろしさは被災者を初め国民に焼きつけた今度の災害ではなかったらどうか。

この災害が起きた後、技術者なり科学者がいろいろ言われておりましたが、例えば構造物のモメントの計算についても、やはり地震計数をどの程度とつておるか、安全度をどの許容限度を広げて

見ておるかというような問題についてもそれぞれ議論がされておりましたが、これほど日本自身が地震列島であるいは火山列島と言われて、古くは関東大震災から近くは、もう三十年にもなりませんが新潟大震災を初め多くの地震に実は見舞われてきたわけですが、直下型の地震に対しての対応そのものがあるいは研究そのもののおくれておったのではないかと、また想像もできなかったからそういう結果になったのではないかと、これを科学者なり技術者の皆さんが言われておることについて、私も国会におる一人としてもやはり責任を感じながらこの十一月経過をしてまいりました。結果、やはり特に人口密集地における都市災害についての従来の防災対策の欠陥が、先ほど総理からもお話がありましたように一挙に噴き出てしまったような気がしてなりません。

災害発生当時、お話がありましたように、官邸に対する情報収集のおくれ、その結果、初動体制のおくれによって、危機管理対応について各方面から多くの指摘がなされました。

ここに前の官房副長官の石原さんが「初動の遅れに批判」ということで出されておりますが、石原さんの言葉をかりますと、地震発生当日のことがここに記されてありますが、石原さんは、政府全体の危機管理対応や初動態勢の悪さが批判された原因には、一つは官邸が被害を正確に把握するのに非常に時間がかかったこと、これも被災現場からの情報が非常に入らなかつたというのが一つ。内閣の体制について、例えば外敵の侵入など、先ほどお話がありました、国の安全情報は内閣情報調査室の方でこれは二十四時間体制で官邸に入ってくるようになっておる。がしかし、自然災害については所管は第一次的には国土庁の防災局となっております。

先般の一般質疑のときにも申し上げましたが、三十七名の体制で十三億ぐらいの予算でもって何ができますかというのを私は申し上げましたが、今度人員も増員をするということで要求され

ておるといってお話を聞きましたが、その日は当直者がなかつた、こういうことで対応がおくれて、この教訓と反省の上に立って、大災害になれば最初から総理が陣頭指揮をとる形であるべきだといふふうに石原さんも述べておるわけですが、私は、今度の改正案をずっと見てまいりまして、かなりそういう部分についてはやっぱり反省に立って生かされておる、対処をされておるといふように実は考えておるところです。

あの当時、初動対応のおくれについて総理みずからも先ほど認められておりましたが、しかし災害対策本部長として、私に言わせれば超法規的といいますかというぐらいに思われるほど多くの施策を実施しながら、不眠不休に近い努力を全閣僚、政府一体となつて取り組んできた、これはやはり国民の皆さんも認めておると思うんです。そして、企業の皆さん、国民の皆さんの協力と支援の中で救援等復旧そして復興に力を注いできた村山内閣に対して、私はここで改めて敬意を表したいと思うんです。

そういう中で、国会も超党派で、予算委員会のさなかでありましたけれども、特にやはりこの災害対策問題については全国会を挙げて政府と一体となつて進めてまいりました。その結果が、例えば道路、鉄道、港湾等の復旧が当初の予定をかなり短縮しながら復旧することができたといふふうに思っておるところです。

しかし、考えてみれば、もう発生から約十一月近くになるわけですが、いまだに約千七百人に近い被災者の皆さんがこれから厳しい冬を迎えて不自由な避難生活を送っているという現状を私は忘れてはならない、一刻も早くこういう人たちの希望する方向で救援をなさなければいけません。人じゃないかといふふうに思っておるところです。

鉄は熱いうちに打てということわざがありますが、審議の中で、特にやはり本改正案の立法過程では、先ほどから申し上げましたように災害の教訓と反省の中から提案をされて、特に総理が力を

入れたのが体制の整備に万全を期したいといふところだったと思うんです。そういうことで、国会自身も一体となつて、そしてこの改正法案を一刻も早く成立させて、いついかなるときでも万全の対策が講じられるような方向に持っていかなきゃいけないといふふうに思っております。

私は、委員長もおられますが、地方行政委員会に所属をしております、全国の自治体関係、自治省、消防庁、警察一体となつて今各自自治体で地域ごとの防災計画を必死になつて計画をし、そしてつくり上げておるさなかでもあるわけです。多から政府に対して予算要求もやっておりますこと、意思統一をしながらやっていくということから、総理の頭の中に、各自自治体が防災対策に今一生懸命取り組んでおる、そのための施策をいろいろ実施するわけですから、ぜひ予算の段階でも頭の中に入れておいていただきたいといふふうに思うわけです。

そういうことを実は申し上げまして、十分じゃないわけですから、この悪魔の一月十七日から十一月十七日になりませんが、総理自身の大変な御苦労と、そして最高責任者としての感想と、これからの決意についてお伺いをして、私は終わりたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 今、渡辺委員が言われたことに尽きるんじゃないかと思ひますけれども、やっぱり一年近くたつてみて、本当に悪夢のような思い出が心の中にはずっと残っているわけですから、すけれどもね。

やっぱり現地の災害の状況をいち早く正確に把握する、どうしたら把握できるのかということが最初が一番大事ですね。そういうことがわかつて初めて初動における行動もとれるわけですから。ただ、あの場合には、何といつてもやっぱり情報があつたにしろえらるるか。率直に申し上げまして、あの朝の六時から七時、八時ぐらいまでの段階には、恐らくテレビをこらんなつた方もあれほど大きなものになるというふうに思われた方はいな

かつたのではないかと私は率直に思うんですけれども、そこがやっぱり、さつきもお話のごいしましたように、ああいう地震があつた場合に、どの程度の被害がその地域に起こるかということがあらかじめ察知できるようなそういうシステムといふものをしっかりとつくりつていくことが大事ではないか。そうすれば情報が入らなかつたつてそれに対する対応もできるわけですから、そういう事前のやっぱり平素からの措置といふものも大事なことでだといふふうに思ひますしね。

それから、緊急に対応できるようにするために、できるだけやっぱり手続なんといふものは簡便にして、そして臨機応変に決断をしてやれるようなものが大事だといふふうに私は思ひます。十七日の三時ごろ、消防庁長官が現地に行つて、そして電話をいただいたわけですが、そのときに私は、あの火災の状況なんかを見ながら申し上げたんですけれども、可能なやれる範囲のこととはもう全部やり尽くさない、すべて責任を持つ、こつてお電話で申し上げただけけれども、それは、それは言つたつてなかなかやれる範囲のこととはあると思ひますけれども、本当にそういう気持ちでした。

ですから、私は、あのときにこういう体制ができておつてこういう情報的確につかめておればもつとよくいったんではないかと、あるいは自衛隊の活用についても、自衛隊の出動が遅かつたといふような批判もございすけれども、もう少し平素から連携をとつた形で、こういう場合にはどういふ出動ができるのかといふようなことが平素から連携がとれておつて、共同で防災訓練をやつておつたような実績があれば私はもう少し何とかなつたのではないかと、そういう反省も踏まえて、遺漏のないようにしっかりとやらなきゃならぬといふので、防災基本計画も見直しをするし、それから懇談会の答申も受けて必要な対策については今度の改正案の中に盛り込んで、そして可能な限り万全が期されるようなものにしていきたい

というふうを考えています。

○山下芳生君 総理は、十一月七日、衆議院の委員会の質疑の中で次のようにおっしゃってあります。現実には地元の方々の実態というのを見た場合、個人補償をもっときちっとできるような仕組みがあればいいと思います。一、国の総理が現実の実態を見て個人補償の仕組みがあればいいと認識をされたんだら、あとは総理が判断をすれば、実現に向かって進むと。私、ぜひ個人補償を実現するために総理が判断をされるおつもりがないか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 先ほども基金の話がございましたけれども、これは建前として、そういう場合に個人に対する補償というのはできるような仕組みに今なっていないわけです。したがって、そういう個人の補償が必要とされるようなものについてどう運用したらいいかというので知恵を出し合って、そして長崎の場合も阪神・淡路の場合も基金というものがつづられて、そこにいろんな募金があったり、それから市町村が出すし、国も若干それに充當させて、そして基金でもって運用していく、こういうことがとられたわけですから、先ほどお話がございましたように、こういうものが常時やっぱり設置をされておいて、そして今の法体系や制度ではできない個人の救援に使えるようなそういうものがあつた方がいいんではないか、こういうことだと思えますけれども、私は、そういうこともやっぱり検討していく課題ではないかと思ふんです。

これは、例えば保険なんかがありますから、災害保険に入っている、しかし地震の場合には対象にならないとか、いろんな欠陥もあるわけですから。地震というのは、この兵庫の場合もそうだけれども、それはもう財産から何から全部なくなってしまうわけですから、あしたからどうしたらいいかということに直面するわけですから、そういう場合にやっぱり対応できるような何らかの知恵はお互いに出し合つてやる必要があるんじゃないかと思ひますけれども、しかしなかなかその

仕組みをつくる場合に難しい面もありますから、これから検討していかなくやならぬと私は思ひます。

そういう場合に、あしたの生活費を例えれば支給するとか、それから一番困っている者に対して何か手を打つかいようなことが何らかの形でできることは必要ではないかというところは常々私は考えておるところでありますけれども、なかなか制度、仕組みの中では難しい点があつて、そう簡単に結論が出る問題ではないということについては御理解をいただきたいと思います。

○山下芳生君 今、検討に値するというお答えがありましたので、具体的に積極的にそういうふうに進めていただきたいと思います。

また同時に、今仕組みはないけれども、あしたどうする、一番困っている人々を、今困っている人々をどうする、これは現に考えなきゃならないというふうにおっしゃいました。

そこで伺いますが、今、神戸の被災地では仮設住宅での相次ぐ孤独死や、あるいはこれから冬を迎えますから被災者の健康悪化が危惧されているというふうに思ふんです。兵庫県の医師会の調査によりますと、神戸の震災六区では、医療費の一部負担金の免除措置、いわゆるマル免制度の患者さんが五割から七割実際に病院に來られた中で占めているということがわかりました。まさにこのマル免制度というのが被災者の命の綱になっているというふうに思ふわけです。ところが、このマル免の措置が本年十二月末まで打ち切られるというふうになっております。これは大変なことです。命の綱が切れるわけですから、兵庫県の医師会もマル免延長の決議をされております。これは切実な、重たい決議であり、声だというふうに思ふんです。

厚生省にお伺いしますけれども、少なくとも、今残っている健保の低所得者への一部負担金の免除、それから国保の一部負担金免除措置については来年以降も継続するべきではありませんか。

○政府委員(岡光孝君) この被災に伴う緊急医療の確保という観点から一部負担につきまして免除措置を講じているわけでございます。御指摘が

ありましたように、被用者保険の低所得者の方々、それから収入基盤が脆弱な国民健康保険の被保険者、こういった方々につきましてその経済的な打撃が大きいであろうということを想定いたしました。そういう意味では医療保険制度においての例外的な取り扱いでございまして、私ども、これを延長いたしまして、約一年間長期に実施してきたわけでございますが、被災から一年近くが経過をいたしましたので、ただいま申し上げましたような被災に伴う緊急医療の確保という観点からは一応対応ができたのではないだろうか、こういうふうにお考えをしております。

○山下芳生君 今、医師会も命綱が切れそうだというところで決議がやられておりますので、総理が制度はなかなか難しいがと、今実際にある制度です。これを延長するということは、実際に困っている方に手を差し伸べるといふ総理の先ほどの御決意から見てもぜひ御検討していただきたいということを述べて、終わります。

○本岡昭次君 総理、御苦勞さまでございます。五分という質問時間ですので、時計をにらみながらさせていただきます。

阪神・淡路大震災の地元兵庫出身議員として、きょうは総理に、五百四十万県民、被災地三百万市民の声を代弁するといふつもりで総理に訴えたい、こう思ひます。

阪神・淡路大震災から十カ月がたちました。震災から時間がたつにつれて地元が一番心配しておりますのは、被災地と国の温度差が出てきたのではないかとこのことなんです。私も、当初、与党の災害復興プロジェクトチームに加わつて必死の思いで四月まで頑張りました。私も国会議員の一員として、国民の生命、財産を守るべき立場の人間が一体今何ができるのかと、ある意味ではむな

しい思いをしたり、本当に議員をやめたくなるような思いで頑張つたことを今思い出さず。そこで、復興の基本方針や施策を提言する首相の諮問機関、阪神・淡路復興委員会は任期を四カ月残して十月末に活動が終わつてしまつた。震災復興は最重要課題として村山内閣は頑張つていただきましたが、地震担当専任大臣が姿を消してしまつた、こういうこともあります。

それから、復興委員会が打ち出した提言の中で復興特別事業というのがありますが、しかし、七千八百億円の復興関連事業が盛り込まれた十月の第二次補正予算後も一体何が復興特別事業なのか明確でない。最近、政府の復興対策本部は、二次補正では土地区画整理の補助対象拡大や来年度当初予算でやる事業を大幅に前倒した、だから二次補正に盛り込まれたものすべてが復興特別事業だといふようなことをおっしゃり始めている。政府がどれを復興特別事業に選ぶかを明確にしなければ、私はこれは大変なことになるんじゃないかと考えます。

これから来年の予算編成の作業が本格化してくるんですが、この被災地の復興という問題をやはりはっきりと被災地の皆さんに姿が見えるようにやつていただかなければいかぬのじゃないかと私は思ふんです。アメリカのロス大地震のときにクリントン政権が打ち出したことは、信頼の復興といふこと。復興すべきことはたくさんあると。その中でやっぱり信頼の復興といふこと。信頼ですね、政府に対する信頼。今まさに、私は政府に対する信頼の回復といふものが大事ではないかと、こう思ふんです。

それで、被災者のメッセージがいろいろあります。私のところなんかはこういう質問が出てくる。仮設住宅で、待機所で、テント村で、壊れた家での生活がどんなものか想像できますか。一日だけでも体験生活していただませんか。この十カ月国が何とかしてくれたいという甘い期待を持ち、我慢を覚え、努力してきました。でも、もう限界です。これから何日同じ暮らしをすればもとの生活

に戻れるのですか、予測で結構ですから明示してください。地元ですから、日ごとこういう言葉の中で私たちは暮らしているんですよ。

そこで総理、一言、国の責任として、今一番地元が期待しているのは復興・復興、そして必要な財源を国が責任を持ちます。だから皆さん頑張ってください。大変でしょうが頑張ってください、不安を持たないでくださいという、この一言じゃないかと思うんですよ、総理の励ましの言葉。やはり本場に国が責任を持ってこれから復興・復興をやっていく、地域社会をもっとおりにしていく。そのために本場に責任を持っていくのかと。そのことは、コミュニティの問題はやっぱり地域がやればいいんですよ。だけれども、必要な財源を国が本場に責任を持ってくれるのかという不安、これが被災者もそれから自治体の責任者もいる人が思っているんです。

だから総理、一言、頑張ってください、苦勞は多いけれども、寒い冬に向かいますがしつかりしてください、国が来年度の予算に向けてもきちつと財源については責任を持ちます、この一言がどれほど大きな励ましになるか。一言おっしゃってください。地元に対するメッセージとしてお願いします。

○国務大臣(村山富市君) 被害を受けてお困りになつておる被災者の立場に立つて切々と今お話がございましたけれども、その訴える気持ちというのはよく理解ができます。そういう皆さんの気持ちにどうおこたえできるかというので、今全力を挙げて取り組んでやっているとあります。これは委員御案内のように、これまで三回の補正予算において阪神・淡路大震災関係経費として約三兆三千八百億圓に及ぶ予算措置を今まで講じてまいりました。これは、被災地の復興・復興に必要な事業の円滑な実施を図るためでございますが、特にこの復興に向けては、七月に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」、先ほどお話しございました方針を決めて、そして地元と十分連携をとり合いながらその実施に全力を尽くして

おると。特に、平成七年度第二次補正予算では、その取組方針で明らかにした生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりの三つの基本的課題に対応した復興関連事業を最大限盛り込んでおるところであります。これらの復興関連事業をいずれも復興特別事業に位置づけて今やっているわけですね。ですから、この復興特別事業というのを、姿が不明確だと言われる点はあるかもしれませんが、今申し上げましたような事業を総体として復興特別事業として位置づけて政府は取り組んでおるといふことについては御理解をいただきたいというふうに思っています。

私はこういうことを先輩から言われたんです。地震はこれは自然災害だ、これはだれも防止できない。だけれども、これから救援やら復旧やら復興をどうするかというのはまさに人災だ。だからそのつもりでやってほしい。こういう警告をいただいたんです。私はそのことを今でも思っています。出さなければ、そういう気持ちで、被災者の気持ちを十分踏まえた上で全力を挙げて政府は取り組みます、寒い時期を迎えますから皆さんどうぞひとつ元氣を出し合つて協力し合つて復興のために取り組んでいただきたい、政府も全力を挙げて皆さんの期待におこたえ申し上げますというのを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(須藤良太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。北澤君から発言を求められておりますので、これを許します。北澤君。
○北澤俊美君 私、ただいま可決されました災

害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、平成会、日本社会党・護憲民主連合及び参議院フォーラムの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、災害発生時の国の適切な初動対応を確保するため、情報収集体制を強化し、夜間の災害発生にも対処しうる体制の整備に努めること。

二、国及び都道府県は、市町村長が警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、経費等の必要かつ適切な支援を行うよう努めること。

三、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置に当たっては、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、当該災害の規模その他の状況に応じる設置基準について早急に検討を行うこと。

四、活動火山周辺地域など二以上の市町村の区域にわたり、警戒区域を設定しなければならぬ災害が生じるおそれのある地方公共団体においては、必要に応じ、あらかじめ相互応援協定を締結する等により協力的体制の整備、充実に努めること。

五、非常災害時において、中央防災会議の委員に対する情報連絡体制を整備するとともに、中央防災会議と緊急災害対策本部等との連携を保ちつつ、実効ある緊急措置を円滑に行うよう努めること。

六、自衛隊による災害応急対策を円滑に行うため、災害派遣を命ぜられた自衛隊の活動に伴う負担については、財政的にも所要の配慮を

行うよう努めること。
七、国及び地方公共団体は、大規模災害による被災者等を支援するため、全国地方公共団体等が拠出する災害相互支援基金の制度の創設について、早急に検討を行うこと。

八、国及び地方公共団体は、自主防災組織、警察、消防、自衛隊、ボランティア等が一体となった、より実践的な防災訓練を行うとともに、住民の防災意識の普及、啓発に努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) ただいま北澤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 多数と認めます。よつて、北澤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、池端国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。池端国土庁長官。

○国務大臣(池端清一君) 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見やたまたま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいります所存でございます。

ここに、須藤委員長を初め委員各位の御指導、御鞭撻、御協力に對して深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(須藤良太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(須藤良太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

十一月十日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、災害対策基本法の一部を改正する法律案
(案)

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十
三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 災害時における職員の派遣
(第二十九条―第三十三条)」を「第三節の二 緊
急災害対策本部(第二十八条の二―第二十八条の
四)における協力(第二十八条の五―第三十三条
四)」に、「第八十六条」を「第八十六条の二」
に、「第九十条」を「第九十条の二」に改める。

第七条第二項を次のように改める。
2 地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるた
めの手段を講ずるとともに、自発的な防災組織
に参加する等防災に積極的な役割を果たすよう
に努めなければならない。

第八条第二項中第十一号を第十六号とし、第十
号を第十五号とし、第九号を第十一号とし、同
号の次に次の三号を加える。

十二 ボランティアによる災害救援活動の支援
に関する事項

十三 被災者の救助に係る海外からの支援の受
入れの円滑化に関する事項

十四 被災者に対する的確な情報提供に関する
事項

第八条第二項中第八号を第九号とし、同号の次

第二十部 災害対策特別委員会会議録第三号

平成七年十二月一日【参議院】

に次の一号を加える。

十 火山現象等による長期的災害に対する対策
に関する事項

第八条第二項中第七号を第八号とし、第四号か
ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に
次の一号を加える。

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応
する防災対策に関する事項

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次
の一号を加える。

3 国及び地方公共団体は、その施策を講ずるに
当たっては、災害時における高齢者、障害者、
乳幼児等の援護について特に配慮しなければな
らない。

第十一条第二項第二号を削り、同項第三号を同
項第二号とし、同項第四号中「前各号」を「前二
号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項
第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四
号とする。

第十四条第二項第四号を削り、同項第五号中「前
各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号と
する。

第二十三条第一項中「地方防災会議の意見を
きいて」を削る。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項と
する。

第二十五条第一項中「国務大臣」を「内閣総理
大臣」に改め、同条第五項中「非常災害対策副本
部長、非常災害対策本部員その他の職員」を「非
常災害対策本部の職員(非常災害対策副本部長を
除く)」に、「指定行政機関の職員」を「指定行
政機関の長若しくはその職員」に、「内閣総理
大臣が任命する」を「内閣総理大臣が任命する者
及び政令で定める防災に関する事務に携わる職員
をもつて充てる」に改め、同項を同条第八項とし、
同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二
項を加える。

6 非常災害対策本部長は、その権限の全部又は
一部を非常災害対策副本部長に委任することが

できる。

7 非常災害対策本部長は、前項の規定により委
任したときは、直ちに、その旨を告示しなけれ
ばならない。

第二十五条第三項の次に次の一項を加える。

4 非常災害対策副本部長は、国務大臣をもつて
充てる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 非常災害対策本部に、当該本部
の所管区域においてその事務の一部を行わせる
ため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第五十六条第六項前段の規定にかかわら
ず、現地対策本部を置くことができる。

2 現地対策本部の長は、現地対策本部長とし、
非常災害対策本部員のうちから非常災害対策本
部長が任命する。

3 非常災害対策本部長は、その権限の一部を現
地対策本部長に委任することができる。前条第
七項の規定は、この場合について準用する。

第二十八条第二項中「関係指定地方行政機関の
長」を「指定行政機関の長、指定地方行政機関の
長」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 緊急災害対策本部
(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 非常災害が発生した場合におい
て、当該災害の規模その他の状況からみて、非
常災害対策本部によつては当該災害に係る災害
応急対策の推進が困難であると認めるときは、
内閣総理大臣は、国家行政組織法第八條の三の
規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理
府に緊急災害対策本部を設置することができ
る。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置さ
れた場合において、当該災害に係る非常災害対
策本部が既に設置されているときは、当該非常
災害対策本部は、廃止されるものとし、緊急災
害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務
を承継するものとする。

3 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本
部の設置について準用する。

(緊急災害対策本部の組織及び所掌事務)
第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急
災害対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充
てる。

2 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、
緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策本部員は、国務大臣及び国務大
臣以外の指定行政機関の長をもつて充てる。

4 緊急災害対策本部の職員(緊急災害対策副本
部長及び緊急災害対策本部員を除く)は、指
定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若
しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命
する者及び政令で定める防災に関する事務に携
わる職員をもつて充てる。

5 第二十五条第二項及び第四項から第七項ま
で、第二十五条の二並びに第二十六条の規定は、
緊急災害対策本部の組織及び所掌事務について
準用する。この場合において、第二十五条の二
第二項中「非常災害対策本部員」とあるのは「緊
急災害対策本部の職員(緊急災害対策副本部長
を除く)」と、第二十六条第三号中「第二十八
条の規定により非常災害対策本部長」とあるの
は「第二十八条の四の規定により緊急災害対策
本部長」と読み替えるものとする。

(緊急災害対策本部長の権限)
第二十八条の四 緊急災害対策本部長は、当該本
部の所管区域における災害応急対策を緊急に実
施するため特に必要があると認めるときは、そ
の必要な限度において、指定行政機関の長又は
指定地方行政機関の長の権限を代わつて行使す
ることができる。

2 緊急災害対策本部長は、別に法律で定めると
ころにより、当該本部の所管区域における被災
者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑
に受け入れるために必要な措置を講ずることが
できる。

3 第二十八条の規定は、緊急災害対策本部長の

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

権限について準用する。この場合において、第二十八條第一項中「前条の規定により権限を委任された職員」とあるのは、「当該緊急災害対策本部員である指定行政機関の長」と読み替えるものとする。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 災害時における協力

第二章第四節中第二十九條の前に次の一条を加える。

(広域的な応援協定)

第二十八條の五 地方公共団体は、水防、消防、救助その他災害応急措置の相互応援に関して、あらかじめ、協定することができる。

第三十條第二項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第三十五條第二項第一号中「ワを」とし、「ヲを」とし、「ルを」とし、「又を」とし、「リを」とし、「チを」とし、リの下に次のように加える。

又 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

ル 道路、鉄道、空港、港湾等の耐震性の向上等防災対策の強化に関する事項

ワ 電気工作物、ガス工作物、電気通信設備、水道施設及び下水道施設の耐震性の向上等防災対策の強化に関する事項

又 建築物の安全性の向上に関する事項

第三十五條第二項第一号トの次に次のように加える。

チ 地域防災拠点施設の整備に関する事項

第三十五條第二項第二号ハを次のように改める。

ハ 被災者に対する的確な情報の伝達等災害時における広報に関する事項

第三十五條第二項第二号中「ヲを」とし、「レを」とし、「タを」とし、「ヨを」とし、「カを」とし、「ワを」とし、「リを」とし、「チを」とし、「トを」とし、「ヘを」とし、ホの次に次のように加える。

へ 緊急医療体制の整備に関する事項

ト 災害時における高齢者、障害者、乳幼児等の援護に関する事項

チ ボランティアによる災害救援活動の支援に関する事項

リ 被災者の救助に係る海外からの支援の受入れの円滑化に関する事項

又 災害時における航空機及び船舶の利用に関する事項

第三十五條第二項第二号に次のように加える。

ウ 地方公共団体相互の応援協定等広域的な防災体制に関する事項

又 災害時における職務の代行等行政組織の特例に関する事項

第四十條第二項第二号中「改良」の下に「地域防災拠点施設の整備、公共施設及び公益施設の防災対策の強化」を、「調査研究」の下に「建築物の安全性の向上」を、「衛生」の下に「ボランティア活動の支援」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 災害時における広域的な防災体制に関する事項

第四十二條第二項第二号中「改良」の下に「地域防災拠点施設の整備、公共施設及び公益施設の防災対策の強化」を、「調査研究」の下に「建築物の安全性の向上」を、「衛生」の下に「ボランティア活動の支援」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 災害時における広域的な防災体制に関する事項

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十一條第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、警察官若しくは海上保安官がその場にいないときは、又は市町村長から要求があつたときは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八條に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣自衛官」という。)は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に對し、避難のための立退きを指示することができる。

第六十四條に次の三項を加える。

第七項において準用する前条第二項の場合において、警察官若しくは海上保安官がその場にいないときは、又は市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員から要求があつたときは、災害派遣自衛官は、第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる。同条第二項後段の規定は、この場合について準用する。

11 災害派遣自衛官は、前項の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を市町村長に差し出さなければならない。この場合において、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

12 第三項から第六項までの規定は、前項後段の規定により市町村長が工作物等を保管した場合について準用する。

第六十五條に次の一項を加える。

3 前条第十項の規定は、前項において準用する第六十三條第二項の場合について準用する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

(都道府県知事の警戒区域設定権等)

第七十二條の二 都道府県知事は、第六十三條の規定により設定すべき警戒区域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該区域に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

第七十五條の次に次の一条を加える。

(災害派遣の要請)

第七十五條の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官又はその指定する者に對し、自衛隊法第八條に規定する部隊等の派遣の要請を行うことができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、かつ、応急措置を実施するためやむを得ない必要があると認めるときは、防衛庁長官又はその指定する者に對し、自ら前項に規定する要請を行うことができる。

3 市町村長は、前項の要請を行つたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第七十六條の三第三項中「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八條に規定する部隊等の自衛官」を「災害派遣自衛官」に改め、同条第六項中「自衛官」を「災害派遣自衛官」に改める。

第八十二條第一項中「第六十三條第二項」の下に「第六十四條第十項(同条第一項に規定する市町村長の職権に係る部分に限る。)」を加える。

第八十四條第一項中「又は警察官」を「警察官」に改め、「海上保安官」の下に「又は災害派遣自衛官」を加え、「又は同条第二項」を「同条第二項」に改め、「第六十三條第二項の規定」の下に「又は第六十五條第三項において準用する第六十四條第十項の規定」を加える。

第五章第四節第八十六條の次に次の一条を加える。

(警戒区域設定等に当たつての国等の支援)

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

第八十六條の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三條第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うよう

に努めなければならない。

第九十五条中「第百八条第四項」を「第二十八
条の四第三項」に改める。

第百五条第一項中「が発生し」を「に際し緊急
災害対策本部が設置され」に改める。

第百七条の前の見出しを削り、同条及び第百八
条を次のように改める。

第百七条及び第百八条 削除

第八章中第百九条の次に次の一条を加える。

第百九条の二 災害緊急事態に際し法律の規定に
よつては被災者の救助に係る海外からの支援を
緊急かつ円滑に受け入れることができない場合
において、国会が閉会中又は衆議院が解散中で
あり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議
院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまが
ないときは、内閣は、当該受入れについて必要
な措置をとるため、政令を制定することができ
る。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の
場合について準用する。

第百十三条第二号及び第百十五条第一号中「第
百八条第四項において準用する場合を含む。」を
削る。

第百十六条第二号中「又は第六十三条第二項」
を「、第六十三条第二項」に改め、「海上保安官」
の下に「又は第七十二条の二の規定による都道府
県知事」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。
(自衛隊法の一部改正)

4 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)
の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「都道府県知事」の下に
「、市町村長」を、「場合」の下に「(市町村長
にあつては災害対策基本法(昭和三十六年法律
第二百二十三号)第七十五条の二第二項に規定
する場合に限る。)」を加える。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 第八十三條第二項の規定によ
り派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害
対策基本法の定めるところにより、次の各号
に掲げる措置をとることができる。

一 同法第六十一条第二項の規定により、避
難のための立退きを指示すること。
二 同法第六十四条第十項の規定により、土
地、建物等を一時使用し、若しくは土石、
竹木等を使用し、若しくは収用し、又は工
作物等の除去等の措置をとること。

三 同法第六十五条第三項の規定により、応
急措置の業務に従事させること。
四 同法第七十六条の三第三項の規定によ
り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を
確保するため必要な措置を命じ、又は自ら
当該措置をとること。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
5 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法
律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「第百七条第一項」を「第二十八
条の二第一項」に改める。
第十五条中「第二十四条第三項」を「第二十
四条第二項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
6 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七
号)の一部を次のように改正する。
第四条第七号の二の次に次の三号を加える。
七の三 災害に関する施策(他の行政機関の
所掌に属するものを除く)を企画し、立
案し、及び推進し、並びに関係行政機関の
災害に関する事務について必要な調整を行

うこと。

七の四 非常災害に際し、緊急措置に関する
計画を作成し、及びその実施を推進するこ
と。

七の五 災害対策基本法(昭和三十六年法律
第二百二十三号)、激甚災害に対処するた
めの特別の財政援助等に関する法律(昭和
三十七年法律第百五十号)、台風常襲地帯
における災害の防除に関する特別措置法
(昭和三十三年法律第七十二号)、活動火山
対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十
一号)、大規模地震対策特別措置法(昭和
五十三年法律第七十三号)、地震防災対策
強化地域における地震対策緊急整備事業に
係る国の財政上の特別措置に関する法律
(昭和五十五年法律第六十三号)及び地震
防災対策特別措置法(平成七年法律第百十
一号)(地震調査研究推進本部に関する部
分を除く。)の施行に関すること。

(国土庁設置法の一部改正)

7 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)
の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を削り、第十五号を第十四
号とし、第十六号から第二十三号までを一
つ繰り上げ、第二十四号サ、キ、ユ、メ、ミ、
シ及びエを削り、同号ヒを同号サとし、同
号モを同号キとし、同号を第二十三号とし、第二
十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五
号とする。

第七条第一項中「第四条第二十四号ロ」を「第
四條第二十三号ロ」に改める。

平成七年十二月十三日印刷

平成七年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局